

## 第1節 大規模な火事に強いまちづくり

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

また、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

### 1 大規模な火事に強いまちの形成

#### (1) 防災空間の確保

##### ア 緑地の保全

人家密集地における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、保全に努める。

##### イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、人家密集地の不燃化構造の推進等を図る。

##### ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

##### エ 防災拠点や避難場所となる公園、緑地等の整備の推進

防災拠点や避難場所となる公園、緑地等の整備を推進するとともに、公園の防災機能の充実に努める。

##### オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴として挙げられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の整備について検討する。

#### (2) 市街地の再開発等の推進

##### ア 市街地再開発事業

市は、市街地の大規模な火災に対処するため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を検討する。

##### イ 河川施設の整備

市は、県及び関係機関に対し、避難活動に有効な河川敷等の河川施設の整備を要請する。

(3) 指定避難所、指定緊急避難場所及避難路の整備

ア 避難施設整備

指定避難所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に努める。

イ 指定緊急避難場所の整備

延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って指定緊急避難場所の整備を行う。

(ア) 指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(イ) 指定緊急避難場所は、広域避難場所までの中継地点として位置づける。

ウ 広域避難場所の整備

人家等密集地については延焼火災の発生が予想されるため、前記イで指定した避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難場所の整備を行う。

(ア) 広域避難場所は、公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

(イ) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(ウ) 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

(エ) 地区分けをする際は、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

エ 避難路の整備

広域避難地の指定後は速やかに、道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないことを原則とした避難路を選定し、整備に努める。

オ 避難路の確保

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努める。

## 2 火災に対する建築物の安全化

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

〔県〕

(1) 九州地方整備局と連携を図り、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進める。

(2) 市町村が行う指定緊急避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

- (3) 市町村が行う広域避難場所の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難場所を相互利用できるよう調整を図っておく。
- (4) 市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

風水害等対策編第1章第6節に準ずる。

## 第3節 活動体制の整備

風水害等対策編第1章第7節に準ずる。

## 第4節 消火体制の整備

風水害等対策編第2章第6節及び、震災対策編第2章第4節に準ずるほか、各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

### 1 出火防止体制の整備

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭の防火対策知識の普及に努める。

### 2 消防力の充実強化

風水害等対策編第1章第8節に準ずるほか、特に消防職団員の教育訓練について消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて、県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

### 3 消防水利の確保

風水害等対策編第1章第8節に準ずる。

### 4 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のくみ置きなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

〔県〕

- (1) 消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応し、消防設備士の資質の向上を図るため、消防用設備等の工事又は整備に関する講習を実施する。
- (2) 消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導する。

## 第 5 節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 9 節に準ずる。

## 第 6 節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 10 節に準ずる。

## 第 7 節 避難収容体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 11 節に準ずる。

## 第 8 節 防災訓練の実施

風水害等対策編第 1 章第 16 節に準ずる。

## 第9節 防災知識の普及、予防啓発活動

風水害等対策編第1章第18節によるほか、次のとおりとする。

### 1 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本市においても市（消防本部）が中心となって、関係者の協力の下に、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防への努力を続ける。

火災予防運動の重点目標は、次のとおりとする。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- (4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- (5) 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

### 2 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚を図るため、年少のころから火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得することが望まれる。

また、家庭における火気を取扱う機会の多い女性を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

このため、県における「宮崎県幼少年婦人防火委員会」の設置に併せ、本市においても幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成・強化を推進している。

今後とも、これら民間防火組織の育成・強化に努める。

### 3 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日ごろの防火管理いかんによって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実しても、それを活用する人的裏付けと日ごろの維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。

消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を

選任して、防火管理の業務を行わなければならないことになっている。

今後とも、防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実・強化に努める。

## 第10節 自主防災組織等の育成強化

風水害等対策編第1章第19節に準ずる。

## 第1節 活動体制の確立

風水害等対策編第2章第2節に準ずる。

## 第2節 災害情報の収集・連絡

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、市は、宮崎地方気象台及び県との連絡を密にし、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。また、火災が発生した場合の迅速な対策を実施するための情報の収集・連絡を行う。

### 1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

#### (1) 火災気象通報及び火災警報の発表基準

##### ア 火災気象通報

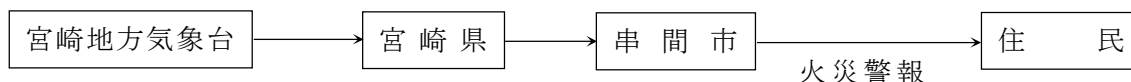
火災気象通報の基準は、次のとおりである。

乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。

##### イ 火災に関する警報（以下、火災警報という）

消防法に基づいて、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

#### (2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



#### (3) 火災警報の周知方法

##### ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示

##### イ その他広報車による巡回宣伝



(4) 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

## 2 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

ア 市は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

イ 消防庁等への報告に当たっては、「火災・災害等即報要領」に基づき、災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

(2) 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は、次のとおりとする。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

(ア) 死者3人以上生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故については、前記アの一般基準に該当しないものであっても、それぞれ次に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ア) 火災

a 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）

(c) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災

(d) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

(a) 焼損面積10ha以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請したもの

(c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

航空機、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

d その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上

特に参考となるもの

〔県〕

宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対して、これを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。また、情報収集に努めると同時に、必要に応じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他															
出火場所																
出火日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>( 月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>( 月 日 時 分)</td> <td>鎮火日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮圧日時)	( 月 日 時 分)	( 月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分									
月 日 時 分	(鎮圧日時)	( 月 日 時 分)														
( 月 日 時 分)	鎮火日時	月 日 時 分														
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)															
出火箇所	出火原因															
死傷者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽症	人						
死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由														
負傷者 重症	人															
中等症	人															
軽症	人															
焼損程度	<table border="1"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>全焼棟</td> <td rowspan="4">}計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> </tr> </table> </td> <td>焼損面積</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="1"> <tr> <td>全焼棟</td> <td rowspan="4">}計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> </tr> </table>	全焼棟	}計 棟	半焼棟	部分焼	ぼや	焼損面積	<table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	建物焼損表面積	m <sup>2</sup>	林野焼損面積	a
焼損棟数	<table border="1"> <tr> <td>全焼棟</td> <td rowspan="4">}計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> </tr> <tr> <td>ぼや</td> </tr> </table>	全焼棟	}計 棟	半焼棟		部分焼	ぼや	焼損面積	<table border="1"> <tr> <td>建物焼損床面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物焼損表面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> </table>	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>	建物焼損表面積	m <sup>2</sup>	林野焼損面積	a	
全焼棟	}計 棟															
半焼棟																
部分焼																
ぼや																
建物焼損床面積	m <sup>2</sup>															
建物焼損表面積	m <sup>2</sup>															
林野焼損面積	a															
り災世帯数	気象状況															
消防活動状況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人						
消防本部(署)	台	人														
消防団	台	人														
その他		人														
救急・救助活動状況																
災害対策本部等の設置状況																
その他参考事項																

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3節 広域応援活動

風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

## 第4節 救助・救急及び消火活動

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。なお、消火活動については、次のとおりとする。

### 1 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、市は、消防機関と協力して、次の原則にのっとり、鎮圧に当たる。

#### (1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区においては、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

#### (2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

#### (3) 市街地火災消火活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

#### (4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

#### (5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先

して行う。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 2 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢状況の把握に努め、主流に対して側面挟撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機させる。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

### 〔県〕

#### (1) 消防情勢の把握

県防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

#### (2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対して、災害防御に必要な措置を講ずる。

#### (3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講ずる。

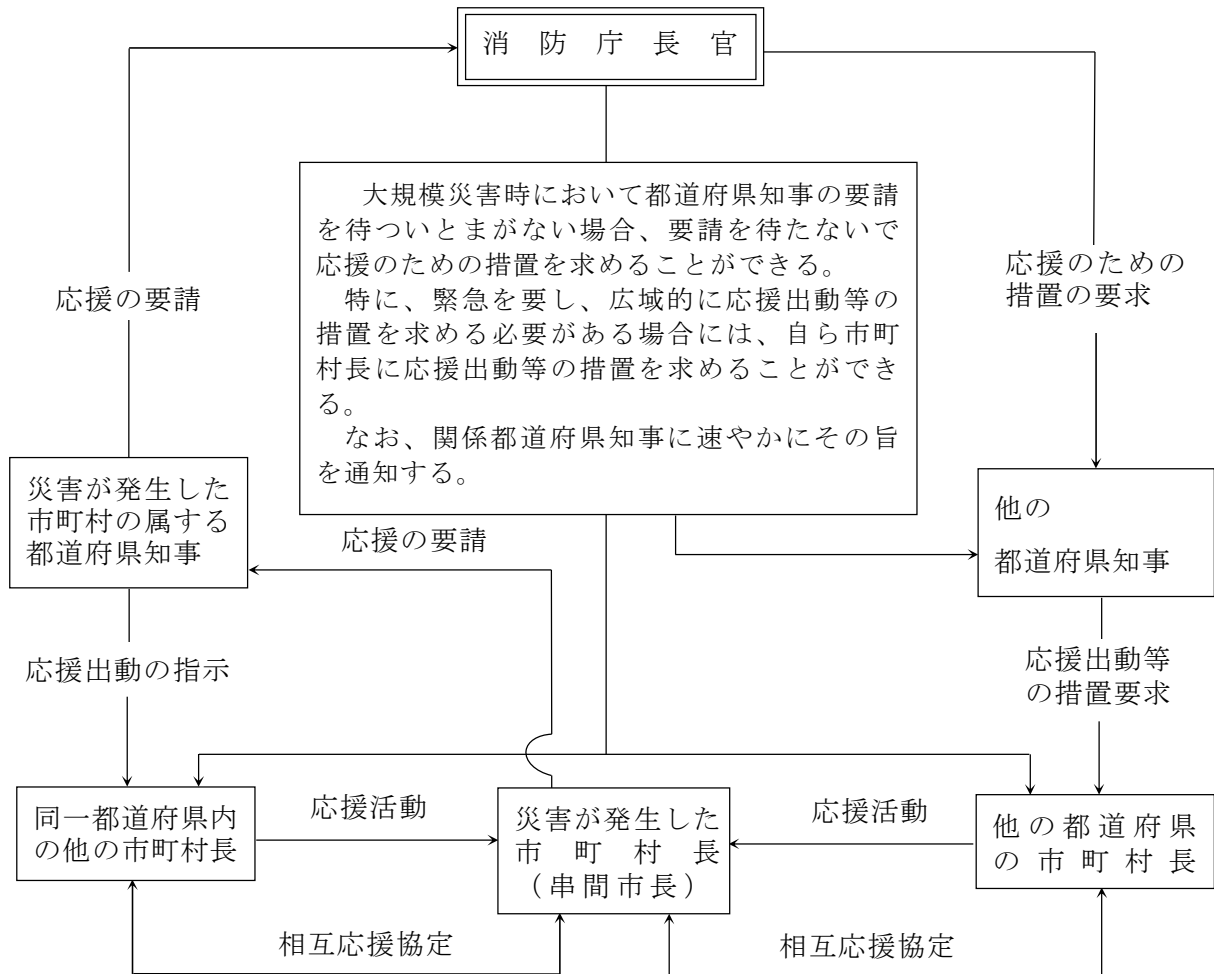
ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急を要すると認める場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

## 大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー

(消防組織法第44条関係)



## 第5節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

## 第7節 避難収容活動

風水害等対策編第2章第9節によるほか、次のとおりとする。

### 1 避難誘導

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

#### (1) 広報車、パトカー及び携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

#### (2) ヘリコプター

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、関係機関に対してヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

## 第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

風水害等対策編第2章第16節による。

## 第 1 節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

風水害等対策編第 3 章第 1 節に準ずる。

## 第 2 節 迅速な現状復旧の進め方

風水害等対策編第 3 章第 2 節に準ずる。

## 第 3 節 計画的復興の進め方

風水害等対策編第 3 章第 3 節に準ずる。

## 第 4 節 被災者の生活再建等の支援

風水害等対策編第 3 章第 4 節に準ずる。

## 第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

風水害等対策編第 3 章第 5 節に準ずる。